

第36回 富士山すその阿波おどり大会同時開催

「第2回AWAマルシェ」出店者募集要項

(1) 開催概要

- 開催日 平成31年9月7日(土)
- マルシェ開催時間 午後3時～8時30分
- 出店場所 屋台村エリア（裾野市役所駐車場23区画・小柄沢緑地東側10区画）
クラフト&ワークショップエリア10区画
駅前エリア1区画、キッチンカーエリア（JAなんすん駐車場4区画）
- 主催 富士山すその阿波おどり実行委員会

(2) 出店規定

- 目的 市民の皆様はもとより、近隣市町からご来場いただく皆様方にもより一層阿波おどりを楽しんでいただけるよう、富士山周辺のご当地グルメなど、皆様方の自慢の商品を販売していただき、富士山すその阿波おどり大会と一緒に盛り上げていただきます。
- 出店資格 下記の要件を全て満たしている団体または店舗
 - ①自慢の商品を提供できること
 - ②露天形態飲食店営業許可を受けていること（飲食店営業の場合）
 - ③食品営業賠償責任保険に加入していること（飲食店営業の場合）
- 出展数 計48ブース（予定）
※1団体または1店舗につき1ブースのみ申込みできます
- 区画 屋台村エリア 3m（間口）×4m（奥行）
クラフト&ワークショップエリア 2m（間口）×2m（奥行）
駅前エリア 3m（間口）×3m（奥行）
キッチンカーエリア 5m（間口）×3m（奥行）
- 設備 テント、水道、ガス設備はありません。各自でご用意ください。
※防火のため、発電機の使用は禁止（キッチンカーエリアを除く）とします。
- 駐車場 1台分の駐車券を発行します。2台目以降は各自でご用意ください。
- 出店料 屋台村エリア(市役所駐車場) 13,000円（500wまでの電気使用料金込み）
屋台村エリア(小柄沢緑地東側) 8,000円（500wまでの電気使用料金込み）
クラフト&ワークショップエリア 1,000円（500wまでの電気使用料金込み）
駅前エリア12,000円（電気なし）
キッチンカーエリア12,000円（電気なし）

※やむを得ず悪天候や天変地異等の理由により中止とさせていただいた場合でも、事前に電気設備工事等の準備費が発生するため、返金はいたしません。

※500wを超える場合には、500wごとに1,000円の追加料金をいただきます。

(3) 受付方法

- 申込方法 下記の書類を7月15日(必着)までに、郵送またはメールでご提出ください。
※押印が必要な書類がありますので、FAXでの受付はできません。
※メール添付での申込みは、全ての書類をPDFファイルでお送りください
- 必要書類 ①「出店申込書」1部(要押印)
②「暴力団関与のない旨の誓約書及び承諾書」1部(要押印)
③「販売従事者名簿」1部
④「露天形態飲食店営業許可書のコピー」1部(飲食店営業の場合)
⑤「食品営業賠償責任保険のコピー」1部(飲食店営業の場合)
- 申込先 富士山すその阿波おどり実行委員会 出店担当宛
〒410-1118 静岡県裾野市佐野 718-2 (勝又方)
E-mail : shunsan@mac.com
- 問合せ先 出店担当 勝又
TEL : 090-1726-4231
E-mail : shunsan@mac.com

(4) 出店の決定

- 決定方法 実行委員会にて出店資格及び提出書類を審査のうえ決定いたします。
なお、応募者多数の場合には、裾野市内及び富士山周辺地域で活動をされている団体または店舗を優先させていただきます。
- 通 知 7月31日までに、郵便またはメールにて、出店の可否を連絡いたします。
- 払込方法 出店決定通知に記載の口座へ8月15日までにお振り込みください。
なお、お振込の場合の振込手数料は出店者様のご負担とさせていただきます。

(5) スケジュール

- 搬 入 午前10時～午後2時30分(車両は駐車場へ移動してください)
- 会 議 午後2時45分から出店者会議を開催します。各店1名必ず参加してください。
- 販 売 準備でき次第開始～午後8時30分(AWAマルシェは午後3時開始)
- 搬 出 午後9時～10時(時間厳守のこと。守られなかった場合には、原則として次回のご応募をご遠慮いただきます)
※ 午後9時までは車両通行止めとなりますので、車の出入りは一切できません。

(6) 注意事項

- 「露天形態飲食店営業許可書」を必ず携行すること(飲食店営業の場合)
- 撤収時には出店場所及びその周辺の清掃を行い、ゴミは全て持ち帰ること。
- 出店位置については実行委員会の指示に従うこと
- プロパンガスや灯油等の燃料を使用する、もしくは電子レンジやホットプレート等を設置する店舗は、必ず消火器を設置すること(市条例による。消防署の検査あり)
- 出店場所はブルーシート及びダンボール等で必ず養生すること
- 駐車場は指定された場所に駐車し、交付された駐車許可証をフロントに掲示すること